（経過措置）

第二条　厚生労働省組織令及び労働組合法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百二十六号。以下「改正政令」という。）附則第二条後段の規定に基づき、改正政令第二条の規定による改正後の労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十三条の二第三項に定める数を上回って地方調整委員が在任する間は、労働委員会規則第八十八条第一項に規定する地方調整委員の会議の開催に替え、改正政令第二条の規定による改正前の労働組合法施行令別表第一に定める区域ごとに設置する小委員会を開催する。

2　前項の場合において、小委員会の招集については、労働委員会規則第八十八条第二項の規定を準用する。

告示

○内閣府告示第四十二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十七年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室の項の次に次のように加える。

国立大学法人東京大学文書館	東京都文京区本郷七の三の一
国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室	東京都目黒区大岡山二の一二の一

○内閣府告示第四十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十七年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人北海道大学大学院教育学院・教育学研究院図書室の項中「大学院教育学院」を「教育学部・大学院教育学院」に改める。

国立大学法人北海道大学スラブ研究センター図書室の項中「スラブ」を「スラブ・ユーラシア」に改める。

国立大学法人埼玉大学共生社会教育研究センターの項を削る。

国立大学法人東京大学文書館の項中「文書館」を「文書館大学史部門」に改める。

国立大学法人京都大学ウイルス研究所図書室の項を削る。

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科図書室の項を削る。

国立大学法人奈良教育大学学術情報教育研究センター図書館の項中「学術情報教育研究センター図書館」を「図書館」に改める。

国立大学法人広島大学図書館東千田図書館の項の次に次のように加える。

広島県東広島市鏡山一の一の一	国立大学法人広島大学総合博物館

国立大学法人福岡教育大学附属学術情報センター図書館の項中「附属学術情報センター」を「学術情報センター」に改める。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構本社図書館、独立行政法人宇宙航空研究開発機構筑波図書室、独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所図書室及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構角田図書室の項中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

独立行政法人海上技術安全研究所図書館の項中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改める。

独立行政法人科学技術振興機構情報資料館及び独立行政法人科学技術振興機構情報資料館筑波資料センターの項中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改める。

独立行政法人国際交流基金情報センターライブラリーの項中「情報センターライブラリー」を「ライブラリー」に改める。

独立行政法人国際農林水産業研究センター図書館の項中「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改める。

独立行政法人国際文化財機構奈良文化財研究所図書資料室の項中「二条町二の九の一」を「佐紀町二四七の一」に改める。

独立行政法人産業技術総合研究所北海道センター図書室、独立行政法人産業技術総合研究所東北センター図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば第二図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば第三図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば第五図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば第六図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば第七図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば東図書室、独立行政法人産業技術総合研究所つくば西図書室、独立行政法人産業技術総合研究所中部センター図書室、独立行政法人産業技術総合研究所関西センター図書室、独立行政法人産業技術総合研究所中国センター図書室、独立行政法人産業技術総合研究所四国センター図書室及び独立行政法人産業技術総合研究所九州センター図書室の項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

独立行政法人森林総合研究所図書館の項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

独立行政法人土木研究所寒地土木研究所寒地土木技術情報センターの項中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

独立行政法人農業環境技術研究所図書館の項中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に改め、同項の次に次のように加える。

国立研究開発法人防災科学技術研究所社会防災システム研究領域アウトリーチ・国際研究推進センター自然災害情報室	茨城県つくば市天王台三の一

○内閣府告示第四十四号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

第二条第一号ハ中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同条第二号ロ中「二百五十三万円」を「二百六十二万千円」に改める。

第三条第一号ハ中「千四十円」を「千八十円」に改める。

第四条第三号イの表中

一万七千八百円	二万二千九百円	三万三千七百円	四万四百円	五
二万九千四百円	三万八千百円	五万三千百円	六万二千百円	七
万千二百円	七千五百円			
万八千百円	一万七百円			

を

一万八千三百円	二万三千五百円	三万四千六百円	四万五百円	五
三万二百円	三万九千二百円	五万四千六百円	六万三千八百	

に改める。